

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	北川 亘太
論文題目	J.R.コモンズ『制度経済学』における適正な価値と主権		
(論文内容の要旨)			
アメリカ制度学派の創始者の一人であるJ.R.コモンズ(John Rogers Commons, 1862-1945)は、彼の主著1934年『制度経済学』(<i>Institutional Economics</i>)において、古典派経済学や限界学派を批判的に検討しながら、自らの「適正な価値」(reasonable value)の理論を浮き彫りにした。コモンズは、価値が「制度」、つまり「集团的行動」(collective action)によって調整される経済変数であるという新しい価値論を提示しようと試みたのである。 集团的行動の頂点に位置するのが「主権」(sovereignty)である。本論文の目的は、『制度経済学』における適正な価値と主権をめぐる議論に注目して、そこにコモンズが導入した独自の分析視角を明確にすることである。そのために本論文がとった手法は、以下の2つである。第1に、現代政治哲学と現代制度派経済学において通用している、「構成的権力」(constituent power)という権力観および「累積的因果連関」(cumulative causation)という構図を用いて『制度経済学』を読み解くという手法である。第2に、『制度経済学』とその1927年・1928年草稿を比較するという手法である。 本論文は、この目的と手法を記した序章にくわえ、以下の5つの章と結論からなる。第1章では、『制度経済学』に即して、主権が「専有的希少性価値」の調整過程において果たす役割が分析されている。その中で、主権が経済学の主題たる財産権の意味づけの変化や拡大に関与していること、すなわち主権の要素を経済学から切り離し得ないことが強調されている。 第2章では、主権に関して、コモンズの思考や記述の仕方の変遷が、著作や草稿の比較検討を通じて明らかにされている。この手法によってわかったことは、コモンズの説明の力点が、主権が有する諸側面のうち、制度を淘汰する法的「実体」(entity)という側面から、以下の2つの側面へと移行した点である。第1に、利害集団間の権力闘争の「過程」(process)である。第2に、利害集団間の折衝を合意へと導き、その合意に対して主権力を付与するという「機能」(function)である。特に、1928年から1933年までの間、つまりアメリカ経済の動乱期に、コモンズが民間団体に対する主権力の付与を社会統治の手法として強調したことに、本章は着目している。 第3章では、「構成的権力」という観点から『制度経済学』を読み解くことによって、「コモン・ロー方式」と「集团的交渉」が、主権者つまり市民が統治に関与するための2つの回路を表現していることを明らかにしている。くわえて、本章は、構成的権力と行政的権力の二分法を強調するA.ネグリらの権力観とは異なり、コモンズが、これら2つの権力が接合・循環する仕組みに焦点を当てていることを明らかにしている。 第4章では、プラグマティズムについて言及した文献と草稿を比較することを通じて、彼のいうプラグマティズムが、統治機構の行為規範を表すだけでなく、経営者、労働者、農民といったさまざまな社会的地位にある経済主体の日々の「集团的探求」(collective investigation)の方法を表していることが示されている。 第5章では、コモンズの理論に内在する、「制度」と「制度化された精神」との累積的因果連関の構図が分析されている。本章は、コモンズが社会と人間とのリンクを描ききっていないと主張するG.M.ホジソンの論拠を反駁することを通じて、コモンズ			

の累積的因果連関の独自性が，対立，意図せざる帰結，疑念という状況から集团的探求によって秩序が再生される過程に注目している点にあることを明らかにした。

結論では，ここまでの議論をまとめて，コモンズが制度経済学において導入した新視角として，構成的権力と行政的権力との接合・循環に注目する点，および，主権者たちの集团的探求によって秩序が再生される過程に注目している点が挙げられている。最後に，主権が保護，認可，授権というかたちで民間団体に対して社会統治の一翼を担うインセンティブを与えることが，適正な価値が生成されるための条件の一つであることを強調して本論文は締めくくられている。

(論文審査の結果の要旨)

コモンズの理論は0. ウィリアムソンの研究のひとつの源泉になったという例外はあるが、これまでのところ、ヴェブレンと比べると、コモンズの理論は注目されることが少なかった。その理由のひとつは、コモンズの主著『制度経済学』には理論体系のようなものが見え隠れするものの、それについて説明が十分になされていない点にあるといわれている。また、それまでの主要な経済学者は単一の原理で価値を説明したのに対し、コモンズは「効率性」、「希少性」、「将来性」、「慣習」および「主権」という五つの原理に複合的に基づくものとして、「適正な価値」(reasonable value)を説明しようとしたことも、コモンズの理論体系の理解を困難にしている。本論文は、現代政治哲学で使われている「構成的権力」(constituent power)という権力観、および現代制度派経済学で使われている「累積的因果連関」(cumulative causation)という分析概念を用いて、『制度経済学』が展開しようとした理論体系の核心を解明しようとする優れた論文である。

本論文において評価すべき点は主に以下の3点である。第1に、『制度経済学』において、コモンズは「構成的権力観」に非常に近い考え方に到達したことを、著作や草稿の丹念な分析によって明らかにした。さらに、コモンズの「構成的権力観」が有する次のような独創性も明らかにされている。その独創性とは、統治システムについて、構成された権力（主権力）と構成的権力との接合と循環に注目している点である。これは、コモンズの主権に関する既存研究が少ないなかにあって、たいへん意欲的な試みであると評価できる。

第2に、「制度」と「制度化された精神」とをつなぐ累積的因果連関の構図が、コモンズの理論体系の中に存在するかどうかを詳細に検討した点が評価できる。この問題については、G.M.ホジソンらが論争しており、本論文は、累積的因果連関の存在に否定的なG.M.ホジソンに反駁する論拠を提示することによって、この論争の進展に有益な貢献をしたと評価できる。

第3に、この累積的因果連関の構図における、主権の役割を明らかにした点が評価できる。このような研究によって、五つの原理のひとつである「主権」原理が「適正な価値」の形成にどのように関わるかが解明されるからである。本論文によれば、コモンズが描いた国家とは、私的な活動体の利益の追求や構成員に対する統治を社会的に望ましいものへと方向づけていく国家である。そして社会の混乱期にコモンズがとりわけ重視した主権の役割は、保護、認可、授權というかたちで私的な活動体に対して社会統治の一翼を担う誘因を与えることであった。この主権による方向づけやインセンティブ付与が、適正な価値の条件の一つであることを本論文は明瞭に示すことによって、コモンズの「適正な価値」概念の研究に寄与している。

一方で、本論文には以下のような問題も含まれている。

第1に、筆者は主権という原理の分析を通じて、コモンズの体系的理解が可能であると主張しているが、効率性、希少性、将来性、慣習という他の4つの原理についての十分な分析が本論文ではなされていないために、主権原理の優越性に関する筆者の主張は十分なものとはいえない。「適正な価値」の形成プロセスにおいて、これら5つの原理が果たす役割について、詳しく考察する必要があるだろう。

第2に、大恐慌やファシズムの台頭など、『制度経済学』執筆時に進行していた現実社会の変化および社会科学領域でのアカデミックな変化について、本論文は簡単に言及したうえで、このような歴史的変化とコモンズの理論形成との関連も指摘しているが、十分に説得的であるとはいえない。コモンズが『制度経済学』を執筆し

ていた1920年代から1930年代初めにかけては、K. ポランニーがいうところの資本主義の「大転換」が進行していた時期にあたる。当時の経済史的、経済学説史的状况についてもっと踏み込んだ分析があれば、筆者の主張はもっと明確なものになったのではないだろうか。

以上のように部分的な問題が見られるものの、筆者自身その点について十分自覚しており、本論文の学術的貢献をいささかも損なうものでは無い。よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成27年1月28日、論文内容と、それに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。